

千葉県保健所及び千葉県環境保健研究所
使用料及び手数料減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県保健所使用料及び手数料条例（昭和63年条例第19号。以下「保健所使用料条例」という。）及び千葉県環境保健研究所条例（平成4年条例第52号。以下「研究所条例」という。）に基づく使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料等の減免対象)

第2条 保健所使用料条例第3条及び研究所条例第7条に規定する特に必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他特別な理由があると認められる場合
- (2) 納入者が国又は他の地方公共団体であって、当該財産等の使用又は事務の依頼が公益上特に必要があると認められる場合
- (3) 納入者が千葉県（各種委員会、附属機関を含むが、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条の規定による公営企業は原則として除く。（以下「市」という。））であって、行政上又はその他の理由により、事務の依頼が公益上特に必要があると認められる場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上その他の理由により使用料等を全額徴収することが不相当と認められる場合

(使用料等の減免の割合)

第3条 前条各号に定める場合における減免の対象及び割合については、別表に定めるとおりとする。

(使用料等の減免の額)

第4条 減免する使用料等の額については、使用料等の額に別表に定める減免割合の率を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

附則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日より施行し、同日以降の申請に係る使用料及び手数料から適用する。

附則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日より施行し、同日以降の申請に係る使用料及び手数料から適用する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行し、同日以降の申請に係る使用料及び手数料から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行し、同日以降の申請に係る使用料及び手数料から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行し、同日以降の申請に係る使用料及び手数料から適用する。

別表

区 分	対 象 者	具 体 的 例 示	減免の割合
(1) 災害その他特別な理由があると認められる場合	特定しない	災害等は、災害対策基本法（昭和 36 年法 第 223 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。	全額免除
(2) 納入者が国又は他の地方公共団体であって、当該財産等の使用又は事務の依頼が公益上特に必要があると認められる場合	国又は他の地方公共団体	公用のための事務を依頼された場合 (1) 行政推進上の資料とするための各種検査 (2) 教育福祉等の向上のために利用する公共施設（学校、図書館、社会福祉施設等）の維持、管理等に要する各種検査 (3) 庁舎、公営住宅等の維持、管理に要する各種検査	2 分の 1
(3) 納入者が千葉市であって、行政上又はその他の理由により、事務の依頼が公益上特に必要があると認められる場合	千葉市	公用のための事務を依頼された場合 (1) 行政推進上の資料とするための各種検査 (2) 教育福祉等の向上のために利用する公共施設（学校、図書館、社会福祉施設等）の維持、管理等に要する各種検査 (3) 庁舎、公営住宅等の維持、管理に要する各種検査	全額免除

区 分	対 象 者	具 体 的 例 示	減免の割合
<p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、公益上その他の理由により使用料等を全額徴収することが不相当と認められる場合</p>	<p>公共的団体</p>	<p>1 公共事業の実施に伴うもので、市行政の推進に密接な関係のある場合</p> <p>(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項または第 3 項に規定する民間社会福祉施設から依頼された場合</p> <p>(2) 市の業務を公共的団体に依頼した場合で、その業務の遂行に伴う諸検査を依頼された場合。ただし、委託料の中に諸検査に必要な経費が含まれている場合は除く。</p> <p>2 前 2 号に掲げる以外の理由</p>	<p>2 分の 1</p> <p>2 分の 1</p> <p>所属長が医療衛生部長に協議し、決定する。</p>
	<p>個人</p>	<p>3 生活困窮者と認められる者から、減免の申請があった場合</p> <p>4 地下水汚染に係る対応方針</p> <p>3(1) イに定める上水道未普及世帯の飲料井戸に係る水質検査。ただし、千葉県環境保健研究所条例施行規則（平成 5 年規則第 9 号）別表第 2 中の必須項目試験に限る。</p> <p>5 地下水汚染に係る対応方針</p> <p>3(1) イに定める、上水道未普及世帯における有機塩素系 3 物質（トリクロエチレン、テトラクロエチレン、四塩化炭素）、六価クロム及びヒ素のいずれか又は複数の検査</p> <p>6 前 3 項に掲げる以外の理由</p>	<p>全額免除</p> <p>2 分の 1</p> <p>必須項目と合わせて検査する場合に限り、</p> <p>2 分の 1</p> <p>所属長が医療衛生部長に協議し、決定する。</p>